

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和8年3月5日(木) 開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時33分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男

関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和8年3月5日 予算特別委員会総務分科会終了後開議 全員協議会室

日程第1 調査報告書について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 1時30分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合などにおいては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意をお願いいたします。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎調査報告書について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、調査報告書についてを議題といたします。

まず、調査報告書のうち会議の開催状況など事務局が整理した上で、正副委員長が素案を作成するとしていた部分について案を作成いたしましたので、事務局から概要説明をお願いいたします。

小林書記。

○係長（小林康訓君） それでは、タブレットの資料のほうを御覧いただきたいと思います。タブレット3月5日のフォルダーの中に、資料、調査報告書（本編）というふうなものがございますので、そちらに沿って概要説明をさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 皆さん、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○係長（小林康訓君） それでは、まず1ページ目を開くと調査の趣旨というふうなことで、こちらについては委員と正副委員長のほうでお作りいただく部分になります。

2 ページ目、2、特別委員会の設置についてというふうなところでは、主に動議、百条委員会の設置動議についてまとめたものになりまして、(1) から (4) まで委員会に関する事項を記載しております。

3、調査事件については、本委員会の調査事件について記載しております。

4、委員会の開催状況につきましては、こちらは日付ごとに整理をしております、これまでどのような議事日程で進めてきたかというふうなものが、4 ページの上段まで続きます。ちょっと未来の日付も入ってはいるのですが、これについては内容は、この後また修正する可能性がございます。

5 番としまして、証人、参考人、説明員の出席等で、証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項ということで、証人喚問についてのことが記載してあります。こちら分類としまして、1) が市職員・元職員というふうなことで、10月から11月の上旬にかけて行われました証人喚問について、対象者と証言を求めた事項を記載しております。

2)、事業者については、12月から1月の上旬にかけて行った事業者について記載しております。

なお、6 ページの上段中ほどになりますが、佐山和章氏につきましては1月19日の証人喚問の出頭要請につきましては、こちら側で中止をしました。2月6日については、不出頭により中止というふうなことで記載をしております。

(2)、参考人として出席を求めた者については、この時点では市議会議員として川田俊介氏のほうに出席を求めております。

(3)、執行機関として出席を求めた者、説明の概要についてですが、こちらは10月に行いました財政課、子育て総務課、会計課への聞き取り調査、それから次のページが子育て総務課への聞き取り調査の内容について記載をしております。

次の6、記録、資料等の提出、資料等の提出につきましては、7 ページから、これはしばらく続きまして、16 ページまで続きます。それぞれ記録の提出を決めた会議の日付ごとに、相手方と内容と提出状況をまとめたものというふうなことになります。

16 ページにつきましては、(2)、地方自治法第100条第10項で提出を求めた記録というのは、これは市内の団体に求めた記録の請求なのですが、これはございません。

(3)、参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料、こちらもございません。

(4)、執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料につきましては、こちらについては10月8日付で、かつての民生の所管事務調査の時点で求めていた写真などが、この日付で出てきております。

続きまして、10月10日は執行部の説明を受けた際に、資料の提出を受けております。

次のページ、17 ページです。1月14日付につきましては、こちらは証言に基づきまして令和3年度に工事が行われていたというふうなことが明らかになりましたので、それは補助金の対象となる

のか、ならないのかというふうなことの情報提供を依頼しております。

(5)、証人尋問の際に証人に提出を求めた記録等としましては、12月18日の赤坂解体工業に関する証人尋問の際に、藤岡校でどのような工事を行いましたか図示してくださいというふうなことでお願いをして、提出がされております。1月14日については、神崎電機商会さんについて藤岡校でやはり行った工事の資料があればというふうなことで提出を求めています。

(6)、議長に提出を求めた資料につきましては、さきの民生常任委員会の所管事務調査で使っていた資料を一式提出をしてくださいというふうなことで、提出を求めています。

(7)、関係人から提出のあった申出書等につきましては、従前、申出書の整理というのはさせていただきましたので割愛させていただきますが、学校法人陽光学園、株式会社シンアイ、Tech Design株式会社からそれぞれ何回か文書の提出がございまして、主に学校法人陽光学園代表清算人、佐山氏に関しましては証人喚問に関する事、株式会社シンアイ及びTech Design株式会社については文書の提出に関する事というふうなことで申出書が出ておりますので、その趣旨を整理いたしまして、22ページまで記載しております。

23ページを御覧ください。23ページは10月2日に開催した委員会において決定いたしました委員の派遣です。群馬県及び板倉町に派遣をしたときの概要を記録として記載しております。

8、地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用、こちらは先日の会議で報告をさせていただきましたが、監査法人のほうで調査をした結果というふうなことで、全部を載せるわけにはいきませんので、まず(1)といたしまして、実施に至る経過を整理いたしました。実施に至る経過につきましては、当委員会としては現地調査を行いたいというふうな希望が最初からありまして、ただ、それについては、法令上なかなか直接議員が行って調べるとするのは難しいということで、この100条の2に基づく専門的知見の活用を決めたというふうなことが書いてございます。

24ページになります。(2)の実施の手續につきましては、こちら議決を取りましたので、議決について記載をしております。

(3)、調査方法の概要については、業務を委託したというふうなことを記載しております。

(4)、実施調査の概要につきましては、調査の内容として事前調査と実地調査を想定しておりました。しかしながら、現地調査につきましては、学校法人陽光学園側の協力をいただけなかったもので、実地調査は実際のところは一部しか実施できていないというふうな状況でございます。

(5)、調査結果の概要につきましては、先日ご説明いたしました調査報告書の最後のほうです。総合評価とか、提言事項というふうなことをここには載せさせていただきます、かいつまんで申し上げますと、まずは専門家の調査をもってしても、現地に入れておりませんので、工事の実態については明らかにできなかったというふうなことを記載してあります。

また、それぞれの請求書等に関する監査法人のコメントを記載しております。

26ページの3)番です。提言事項といたしましては、こちらほぼそのまま載せてあるのですが、

補助金を、助成するのであれば、専門的な職員が目を確認する必要があるのではないかというふうな点が主な指摘事項でしたので、そちらを掲載してございます。

続きまして、28ページ、9、調査の内容と結果につきましては、こちらは正副委員長と委員のほうでお作りいただく内容となります。

29ページの10です。現状の整理といたしまして、証人の出頭拒否がございましたので、佐山和章氏について証人の出頭拒否の状況のところに記載をしております。

続きまして、30ページは11、告発となりますが、こちらについては佐山和章氏に対する告発になりますので、その議案などについて整理をさせていただいております。それが33ページの上段まで続きます。

33ページの下段12、調査経費については、こちらは最終的な取りまとめは事務局のほうでやらせていただきたいと思っております。ちょっと現時点で計算ができておりません。

34ページ、その他については、(1)、証人に対する公示送達というのは該当がございません。

(2)、その他のその他については、現時点で事務局のほうでは特に記載するものはないというふうに考えましたので、こちらは空欄としております。

以上となります。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

ただいま説明のありました点について、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 事務局の皆様、本当にありがとうございます。分かりやすく頭の中の整理も大分進んでまいりました。我々が残り作らなければならない部分も見えてきたのですが、ちょっと最後のほうの経費の部分なのですが、これ以上かかるものはなさそうなのか、それとも経費がかかってでも、我々最後、何か調査をすべきものがあるのかを確認したいと思っております。

○委員長（内海まさかず君） 小林書記。

○係長（小林康訓君） 残った経費は、ほぼ会議録の作成に使われる前提になっておりまして、絶妙に間に合うか、間に合わないかというふうなところを今ちょっとやっているものですから、もし何か必要だというふうなことであれば、もう残り最終日しかないのですが、最終日に費用を追加しておいていただいて、払い切れなかった部分について、それをもって支払うというふうなことになるかなと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今、ぎりぎりとおっしゃっていましたが。足りなかった場合というのは、どういう状況になるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小林書記。

○係長（小林康訓君） 現時点で足りなくなるということは、なさそうです。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、これも小林書記にお尋ねしますが、足りなくなることはないだろうという見通しだということでございますが、その金額の確定というのは、いつ頃分かるものなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 小林書記。

○係長（小林康訓君） こちらについては、正確に言いますと会議録を作成をして、会議録は時間で単価が決まっているので、例えば今日1時間やれば幾らというのは分かるので、概算としては出てきます。ただ、最後に残る経費が資料の返却の郵送代が残りまして、それは報告書を議決する時点で確定しているかどうかというのは非常に難しく、他市の事例を見ますと、見込みで報告を出しているところはかなり多いというふうに見受けられます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、こちらの作成いただいた内容的にも、決算の見込額という表示になっておりますので、これは法的にはそういった記載でも問題はないということでよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 小林書記。

○係長（小林康訓君） 法律上、そこまで細かい定めはありませんが、先例的にそうなっていますので、問題はないかなというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内海まさかず君） 大まかな流れはこれでいきたいと思います。

次に、1の調査の趣旨及び9の調査の内容と結果の部分について協議を行います。

今、私の私案ということで皆様のお手元に配付をさせていただいておりますので、御覧になっていただければと思います。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後 1時47分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時32分）

○委員長（内海まさかず君） 報告書についてですけれども、次回13日までに先ほど休憩時間に決まった担当の方が、それぞれの持分のところを作成して持ち寄っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

（午後 2時33分）